いのこし病院訪問リハビリテーション

（介護予防訪問リハビリテーション）サービス内容説明書

当事業者が、あなたに提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス（以下、サービスという）は以下の通りです。

１．提供するサービス

ご利用日及び時間：毎週　　曜日　　時　　分から　　時　　分まで

① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう適切にサービスを提供します。

② サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあれば、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

③ サービスの提供にあたっては、別紙訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）に基づき利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。

④ 提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。

⑤ サービスの提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

⑥ 当事業者は主治医に対し、訪問リハビリテーション計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画書）及び訪問リハビリテーション報告書（介護予防訪問リハビリテーション報告書）を提出します。

２．担当の職員

あなたの担当の訪問理学療法士・訪問作業療法士・訪問言語聴覚士は、　　です。

３．利用料

医療・介護保険サービスを提供した場合の利用料の額は、保険診療の告示上の額の健康保険で定められた負担割合であり、また介護報酬の告示上の額の定められた自己負担の額です。

当院での各種加算は下記４のとおりです。

① 提供を受ける訪問リハビリテーションサービスが介護保険又は健康保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

② 当事業者は、あなたに対し毎月必要に応じて当月の利用料等の内訳を記載した利用料請求書を作成しご請求いたします。

③ 毎月の利用料は、翌月の末日までに現金にて担当の訪問リハビリテーション職員にお支払いください。

（２）交通費

公共交通機関を利用した場合は、その実費相当額。自動車を利用した場合は、次に定める金額です。

① 事業所の活動地域を越えた地点から片道１０ｋｍ未満　３００円

② 事業所の活動地域を越えた地点から片道１０ｋｍ以上　５００円

③ 駐車許可指定地域外にお住まいの地域の場合または駐車許可指定地域内にて駐車できない事由が生じた場合、有料駐車場等を利用する場合には、下記サービス回数に応じて駐車料金をいただきます。

１．いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週３回未満の場合
月１，０００円をいただきます。

２．いのこしの訪問サービス（訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・居宅介護）が週３回以上の場合
月２，０００円をいただきます。

（３）キャセンル料

サービス開始の１時間前までに居宅サービスの取り止めの申し出がない時、サービス予定であった時間数分をキャンセル料として払い受けます。なお、キャンセル料は、当日サービス開始の１時間前までにご連絡を頂いた場合には、キャンセル料は発生いたしません。

４．各種加算

当事業所での介護報酬に係る加算項目は下記のとおりです。

加算項目	１割負担の料金	２割負担の料金	備考
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	６５円／月	１３０円／月	（Ⅰ）（Ⅱ）のどちらか
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	１６３円／月	３２５円／月	
短期集中リハビリテーション実施加算	２１７円／日	４３４円／日	３ヶ月以内
社会参加支援加算	１９円／日	３７円／日	
サービス提供体制強化加算	７円／回	１３円／回	

※　社会参加支援加算は現在非該当ですが、今後該当となった場合、上記料金がかかります。